ひょうご新観光戦略推進会議　設置要綱

（目的）

第１条 本県のひょうご新観光戦略の効果的な推進を図るとともに、戦略の評価・検証、社会経済情勢に応じた新たな施策や戦略の充実について検討を行うため、「ひょうご新観光戦略推進会議（以下、「会議」という。）」を設置する。

（検討事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　ひょうご新観光戦略の新たな施策の検討及び観光戦略の充実に関すること。

(2)　その他、前１号に定める目的を達成するために必要な事項。

（委員）

第３条　会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第４条　会議の議事を進行するため、委員の互選により、座長を選任する。

２　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条 会議の開催に係る委員の招集は、座長が行う。ただし、第１回の会議の招集は、兵庫県産業労働部観光局長が行う。

２　座長が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

３　委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、座長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。この場合においてあらかじめ座長に委任状を提出しなければならない。

（アドバイザー）

第６条　会議に、観光戦略の推進、評価・検証及び充実に係る重要な事項について助言等を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

２ アドバイザーは、座長の要請に応じて、第１項に定める事項について必要な助言又は意見を述べるものとする。

（専門委員）

第７条　前条に定めるもののほか、会議に専門委員を置くことができる。

２　座長は、会議において特定の分野に関する専門的な事項を協議する際に、専門委員の出席を求め、意見等を徴することができる。

（部会）

第８条　座長が必要と認めるときは、特定の事項を議論するため会議に部会を置くことができる。

２　部会の運営については、別に定める。

（謝金）

第９条　委員又は第６条第１項若しくは第７条第１項に掲げる者が会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

２　第５条第３項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

（旅費）

第10条　委員又は第６条第１項若しくは第７条第１項に掲げる者が会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

２　前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定による額に相当する額とする。

３　第５条第３項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の取り扱いは委員本人と同様とする。

（庶務）

第11条　会議の庶務は、産業労働部観光局観光振興課において処理する。

（補則）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

ひょうご新観光戦略推進会議　委員

氏　名	所　属・役　職
勝野　裕子	株式会社 JTB 総合研究所ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾂｰﾘｽﾞﾑ推進担当上席主任研究員 兵庫県ユニバーサルツーリズム推進アドバイザー
木下　学	日本旅館協会兵庫県支部長 ホテルニューアワジ代表取締役社長
高橋　加織	兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学講師
高山　傑	株式会社スピリット・オブ・ジャパン・トラベル代表取締役
當谷　三郎	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事･行政連携委員会委員長 元湯龍泉閣専務取締役
長尾　真	神姫バス株式会社代表取締役社長 兵庫県バス協会会長
藤原　大輔	関西エアポート神戸株式会社神戸空港本部副本部長兼神戸統括部長
古田 菜穂子	ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー 兵庫県立大学大学院緑環境景観ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研究科特任教授
山田　雄一	公益財団法人日本交通公社理事、立命館大学経営管理研究科教授